

別紙 4 被告が主張する原告各商標と被告各標章の外観相違点

	原告商標 1 との相違点	原告商標 2 との相違点
被告 標 章 1	<p>① 右上から左下に伸びる帯が左上から右下に伸びる帯の上に重なっている点。</p> <p>② 各帯の輪郭線と平行になるようにステッチがそれぞれ 2 本施されている点。</p> <p>③ 左下と右上の端部は平行ではなく、右上の端部が外側に角ばった形となっている点。</p> <p>④ 中心点から右下に伸びる部分と左下に伸びる部分の長さが約 1.21 : 1 となっている点 (原告商標 1 は 1.76 : 1)。</p> <p>⑤ 交差角の角度が 80 度である点 (原告商標 1 は 85 度)。</p>	<p>①～③ 原告商標 1 との相違点①～③と同じ</p> <p>④ 交差角の角度が 80 度である点 (原告商標 2 は 85 度)</p>
被告 標 章 2	<p>①, ② 被告標章 1 と原告商標 1 との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 左下と右上の端部は平行ではなく、左下の端部が内側にやや丸みのある形となっている点。</p>	<p>①, ② 被告標章 1 と原告商標 1 との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 原告商標 1 との相違点③と同じ。</p> <p>④ 中心点から右下に伸びる部分と左下に伸びる部分の長さが約 1.79 : 1 となっている点 (原告商標 2 は約 1.14 : 1)。</p>

<p>被告標章3</p>	<p>①, ② 被告標章1と原告商標1との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 右下と左上の端部, 左下と右上の端部はそれぞれ平行ではなく, 左下の端部が外側に角ばった形となっている点。</p> <p>④ 中心点から右下に伸びる部分と左下に伸びる部分の長さが約1.43:1となっている点(原告商標1は1.76:1)。</p> <p>⑤ 交差角の角度が75度である点(原告商標1は85度)。</p>	<p>①, ② 被告標章1と原告商標1との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 原告商標1との相違点③と同じ。</p> <p>④ 中心点から右下に伸びる部分と左下に伸びる部分の長さが約1.43:1となっている点(原告商標2は約1.14:1)。</p> <p>⑤ 交差角の角度が75度である点(原告商標2は85度)。</p>
<p>被告標章4</p>	<p>①, ② 被告標章1と原告商標1との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 交差角の角度が80度である点(原告商標1は85度)。</p>	<p>①, ② 被告標章1と原告商標1との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 中心点から右下に伸びる部分と左下に伸びる部分の長さが約1.83:1となっている点(原告商標2は約1.14:1),</p> <p>④ 交差角の角度が80度である点(原告商標2は85度)。</p>
<p>被告標章5</p>	<p>①, ② 被告標章1と原告商標1との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 右下と左上の端部, 左下と右上の端部はそれぞれ平行ではなく, 右下の端部が先に角ばった形となっており, 右上の端部は内側にやや丸みのある形となって</p>	<p>①, ② 被告標章1と原告商標1との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 原告商標1との相違点③と同じ。</p> <p>④ 中心点から右下に伸びる部分と左下に伸びる部分の長さが1.</p>

	<p>いる点。</p> <p>④ 交差角の角度が80度である点（原告商標1は85度）。</p>	<p>75 : 1 となっている点（原告商標2は約1.14 : 1）。</p> <p>⑤ 交差角の角度が80度である点（原告商標2は85度）。</p>
被 告 標 章 6	<p>①, ② 被告標章1と原告商標1との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 左下と右上の端部は平行ではなく、右上の端部が外側にやや丸みのある形となっている点。</p> <p>④ 交差角の角度が70度である点（原告商標1は85度）。</p>	<p>①, ② 被告標章1と原告商標1との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 原告商標1との相違点③と同じ。</p> <p>④ 交差角の角度が70度である点（原告商標2は85度）。</p>
被 告 標 章 7	<p>①, ② 被告標章1と原告商標1との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 中心点から右下に伸びる部分と左下に伸びる部分の長さが約1.09 : 1となっている点（原告商標1は1.76 : 1）。</p> <p>④ 中心点から右下に伸びる部分, 左下に伸びる部分の長さ及び右上に伸びる部分の帯幅は, 1.09 : 1 : 0.55（原告商標1は1.76 : 1 : 0.3）となっており, 各方向に伸びる長さと帯幅の比率が比較的近く, スリムな印象が生じない点。</p> <p>⑤ 交差角の角度が80度である点（原</p>	<p>①, ② 被告標章1と原告商標1との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 交差角の角度が80度である点（原告商標2は85度）。</p>

	告商標 1 は 85 度)。	
被 告 標 章 8	<p>①, ② 被告標章 1 と原告商標 1 との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 中心点から右下に伸びる部分と左下に伸びる部分の長さが約 1.54 : 1 となっている点 (原告商標 1 は 1.76 : 1)。</p> <p>④ 交差角の角度が 75 度である点 (原告商標 1 は 85 度)。</p>	<p>①, ② 被告標章 1 と原告商標 1 との相違点①, ②と同じ。</p> <p>③ 中心点から右下に伸びる部分と左下に伸びる部分の長さが約 1.54 : 1 となっている点 (原告商標 2 は約 1.14 : 1)。</p> <p>④ 交差角の角度が 75 度である点 (原告商標 2 は 85 度)。</p>

(注)

帯の「右下に伸びる部分」と「左下に伸びる部分」の長さについては、いずれも以下のように計測した。

- 1 それぞれの帯について、両端部の中央を結ぶ輪郭線と平行となる線を引き、それらの線が交わった点を中心点とする。
- 2 1 で引いた各線について、中心点からの右下の端部までの長さを「右下に伸びる部分の長さ」、中心点から左下の端部までの長さを「左下に伸びる部分の長さ」として計測する。

以 上

別紙5 提出文書目録

1 平成30年(モ)第4176号

5 (1) 対象期間における被告がベルネダ社及びミュニク社から輸入したスニーカーを包含するパッキングリストの全て

(2) 対象期間における被告がベルネダ社及びミュニク社から輸入したスニーカーに関するインボイスの全て

2 令和元年(モ)第3544号

10 被告について、下記(1)①, ②の商品に関する下記(2)①~⑦の各文書及び当該各文書が電磁的記録をもって作成されている場合には当該電磁的記録をプリントアウトした文書

(1) 商品

① 被告各標章を付した商品

15 ② 商品名又は型番に「MUNICH」, 「OSAKA」, 「MASSANA」のいずれかの文字列を含む商品

(2) 文書

① 総勘定元帳

20 ② 得意先別元帳(売掛台帳), 売上元帳, 売上台帳, 販売代理店との委託販売契約に基づく取引台帳

③ 仕入先別元帳(買掛台帳), 仕入元帳, 仕上台帳

25 ④ 製品(商品)受払台帳, 製品(商品)保管台帳, 製品(商品)の在庫台帳・入庫台帳・出庫台帳・在庫表, 製品(商品)の授受に関する書面(発送簿, 送付書, 運送委託控, 受領簿, 受領書等), 製品(商品)別出荷統計表

⑤ 売上伝票, 仕入伝票, 出庫伝票(出庫原票), 輸入伝票(インボイス)

- ⑥ 納品書控（納品伝票控），請求書控（請求明細書控），受領書
- ⑦ その他名称の如何を問わず，仕入数量，輸入数量又は販売数量を示す文書

以 上